

くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) くにたち市民芸術小ホールの開館時間を延長し、及び入場料を徴収する場合の使用料の加算額を変更することにより、利用者の利便性を高めるため、条例の一部を改正するものである。

くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案

くにたち市民芸術小ホール条例(昭和62年4月国立市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「午後9時30分」を「午後10時」に改める。

別表第1中「(5:30~9:30)」を「(5:30~10:00)」に、「(9:00~9:30)」を「(9:00~10:00)」に改め、同表第1項中「午後9時30分まで」を「午後10時まで、全日は午前9時から午後10時まで」に改め、同表第5項第1号中「500円未満」を「500円以下」に改め、同項第2号中「500円以上1,000円未満」を「501円以上1,000円以下」に改め、同項第3号中「1,000円以上2,000円未満」を「1,001円以上2,000円以下」に改め、同項第4号中「2,000円以上3,000円未満」を「2,001円以上3,000円以下」に改め、同項第5号中「3,000円以上」を

「 3 , 0 0 1 円以上」に改める。

別表第 2 第 1 項中「午後 9 時 3 0 分」を「午後 1 0 時」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後のくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用について適用し、同日前のくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用については、なお従前の例による。